

総合事業における「国が定める単価」の改正（令和 3 年 4 月施行）等について

1. 令和 3 年 4 月から施行する見直し内容

介護給付において、報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業における「国が定める単価」の改正が予定されています（令和 3 年 4 月施行）。

これを踏まえて、令和 3 年 4 月に、本市の総合事業の報酬単価の見直しを行う予定です。あわせて、サービスコード表や CSV ファイルも変更します。

具体的な変更等は、[神戸市ホームページの介護予防・日常生活総合事業](#)（7. 総合事業のサービスコードについて）をご確認ください。（CSV ファイルについては、令和 3 年 5 月初旬頃までに掲載予定）

<単価の改正内容>

- （1）介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービスにおける、基本報酬の変更
- （2）介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービスにおける、介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止
令和 3 年 3 月末時点で同加算を算定している場合は、経過措置有
- （3）介護予防通所サービスにおける、加算等の見直し
 - （ア）生活機能向上連携加算の見直し
 - （イ）通所系サービス等における口腔衛生管理や栄養ケア・マネジメントの充実
 - ・口腔・栄養スクリーニング加算の新設
 - ・栄養アセスメント加算の新設
 - ・栄養改善加算の新設
 - （ウ）CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進
科学的介護推進体制加算の新設
 - （エ）サービス提供体制強化加算の見直し
- （4）介護予防支援の充実
委託連携加算の新設 など

2. その他

（1）生活支援訪問サービスの指定について

生活支援訪問サービスと、介護予防訪問サービスは、別のサービスのため、指定もそれぞれで必要です。

介護予防訪問サービスの指定を受けていても、生活支援訪問サービスの指定を受けていないと生活支援訪問サービスの提供はできません。今一度、提供している訪問サービスの指定を受けているか、ご確認ください。